

衆議院

国土交通委員會議録第二十号

平成十三年六月八日(金曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 赤松 正雄君

理事 赤城 徳彦君

理事 実川 幸夫君

理事 玉置 一弥君

理事 河上 覃雄君

理事 浅野 勝人君

理事 今村 雅弘君

理事 木村 隆秀君

理事 倉田 雅年君

理事 菅 義偉君

理事 中馬 弘毅君

理事 西川 京子君

理事 松岡 利勝君

理事 松本 和那君

理事 谷津 義男君

理事 阿久津 幸彦君

理事 大谷 信盛君

理事 川内 博史君

理事 永井 英慈君

理事 細川 律夫君

理事 山岡 賢次君

理事 瀬古 由起子君

理事 日森 文尋君

理事 森田 健作君

国土交通大臣

国土交通副大臣

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

政府参考人

(国土交通省土地・水資源局水資源部長)

榎田 義孝君

橋 康太郎君

樽床 伸二君

山田 正彦君

稲葉 大和君

木村 太郎君

北村 誠吾君

下地 幹郎君

田中 和徳君

中本 太衛君

福井 照君

松野 博一君

宮本 一三君

吉田 幸弘君

井上 和雄君

鍵田 節哉君

佐藤 敬夫君

伴野 豊君

牧 義夫君

佐々木憲昭君

原 陽子君

松浪健四郎君

扇 千景君

佐藤 静雄君

木村 隆秀君

田中 和徳君

鈴木藤一郎君

政府参考人
(国土交通省航空局長)

政府参考人
(国土交通省航空事故調査委員会事務局長)

政府参考人
(国土交通省国土地理院長)

政府参考人
(海上保安庁長官)

国土交通委員会専門員

矢野 善章君

縄野 克彦君

福田 秀文君

委員の異動

六月八日

辞任

佐田玄一郎君

坂本 剛二君

高橋 一郎君

林 幹雄君

福井 照君

松岡 利勝君

今田 保典君

前原 誠司君

吉田 公一君

大幡 基夫君

保坂 展人君

二階 俊博君

同日

辞任

浅野 勝人君

稲葉 大和君

北村 誠吾君

下地 幹郎君

西川 京子君

宮本 一三君

井上 和雄君

鍵田 節哉君

牧 義夫君

補欠選任

浅野 勝人君

下地 幹郎君

宮本 一三君

稲葉 大和君

北村 誠吾君

西川 京子君

鍵田 節哉君

井上 和雄君

牧 義夫君

佐々木憲昭君

原 陽子君

松浪健四郎君

補欠選任

佐田玄一郎君

林 幹雄君

坂本 剛二君

松岡 利勝君

高橋 一郎君

前原 誠司君

今田 保典君

吉田 公一君

六月七日

土地収用法の一部を改正する法律案(内閣提出
第五四号)

同日

精神障害者に対する交通運賃割引制度の適用に
関する請願(池田行彦君紹介)(第二五六二号)

同(白井日出男君紹介)(第二五六二号)

同(奥山茂彦君紹介)(第二五六二号)

同(河村建夫君紹介)(第二五六四号)

同(岸本光造君紹介)(第二五六五号)

同(河野洋平君紹介)(第二五六六号)

同(鈴木俊一君紹介)(第二五六七号)

同(鈴木恒夫君紹介)(第二五六八号)

同(鈴木恒夫君紹介)(第二五六八号)

同(虎島和夫君紹介)(第二五六九号)

同(中山太郎君紹介)(第二五七〇号)

同(根本匠君紹介)(第二五七一号)

同(林義郎君紹介)(第二五七二号)

同(平沼勉夫君紹介)(第二五七三号)

同(保利耕輔君紹介)(第二五七四号)

同(細田博之君紹介)(第二五七五号)

同(水島広子君紹介)(第二五七六号)

同(持永和見君紹介)(第二五七七号)

同(茂木敏充君紹介)(第二五七八号)

同(保岡興治君紹介)(第二五七九号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案
(内閣提出第五九号)(参議院送付)

土地収用法の一部を改正する法律案(内閣提出
第五四号)

○赤松委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、参議院送付、測量法及び水路業務法
の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として国土
交通省土地・水資源局水資源部長鈴木藤一郎君、
航空局長深谷憲一君、航空事故調査委員会事務局
長中島憲司君、国土地理院長矢野善章君及び海上
保安庁長官縄野克彦君の出席を求め、説明を聴取
いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○赤松委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○赤松委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。樽床伸二君。

○樽床委員 測量法及び水路業務法の一部を改正
する法律案、大変難しい法律でございますが、質
問するものが大変多いというふうに考えておりま
すが、そういうことはさておきまして、まず、な
ぜ今この時期に、こういう、四百メートルほどず
れているものを、このような形で法律案として出
してきたのでしょうか。その理由はどうなってお
るのでしょうか。

○国土交通大臣 樽床先生に難しいと言われました
けれども、大変単純にお考えいただきたいと思っ
てます。

それはやはり、時とともにずれてきたというの
は、これはもう地球上やむを得ないことでござい
ます。

ただ、なぜかとおっしゃいましたけれども、これは従来、各国ともに独自の測量基準というのを保持していたわけですね。けれども、今までは、それぞれの国がそれを採用していたものですが、余りそれによって特段の大きな支障がなかった、これはもう幸いだったと思うんです。今先生がおっしゃいましたように、四〇メートルずれてるのによい船がぶつからなかったなんて言われているんですけれども、事故がなかったのが幸いではございます。これで事故がなかったのが不思議だと言われているんですけれども、今日世界測地系への移行というのは国際的な流れになっております。

もともと、これができた背景には、一九九六年にアメリカが人工衛星を利用した位置決定システムをつくることができた、これがやはり大きな進歩でございまして、先生御存じのとおり、GPSの継続的なサービスを表明した、それによって、それ以降GPSが本格的に世界じゅうに普及してきました。そのことによって、一九九八年に国際水路機関が水路測量の基準については世界測地系に基づきべきことを定めて、また二〇〇〇年、昨年でございまして、文部省の測地学審議会、地図及び海図の測地系を世界測地系へ早期に移行しよう、そういうふうな決定していただきましたので、これで初めて世界じゅうで統一的に、GPSを利用してお互いが自分の位置等々を確認できるようになった。

これはやはり時代の進歩とともに、衛星を上げていただいてGPSをみんなで共用できる、こういうことができて初めてこの法案を皆さん方に供することができるようになったわけで、我が国におきましては、今まで、全国約十万点の三角点やあるいは水路測量標について、世界測地系に従った経緯度の値の推定などの準備を進めてきた。こういう大変がかりなことをしていたわけですが、けれども、ようやく世界測地系への移行が円滑に行うことができるようになった、今日この体制が整って皆さんに御審議いただけるようになったと

いうのが大きな理由でございまして。

○樺床委員 一九九六年ということは今から五年ほど前ですね。そうすると、五年間ほどはさまざまな手続に時間を要した、このように理解をしようしういふのでございましょうか。

○属国務大臣 そのとおりでございまして、日本もGPSをいかに利用できると、やはり受信体制が整わないとできなかったものでございまして、これだけの期間を要したということでございます。

○樺床委員 大臣が今、時とともにずれてきた、冒頭にこういうお話がございました。

やもすれば、近代といいますが、機械文明が発達をしましてから、人間は自然にかななきやならぬ、人間を守るためには自然との闘いをして自然に打ちかかっていく、こういう何ともいえない我々のイメージをいいますか、そういうものがあ意味でいうと定着をいたしましたか、感じがございまして、ずっとこれまでやってきたわけでありまして、私は個人的には、何ぼ頑張っても我々は自然にはかてないというふうな思っているんですね。実は、最近頻りに、ここの二年の間、予測できなような雨が降って洪水になったりということとがあります。それをよくよく聞いてみると、これはちょっと関係者の方にはまことに申しわけない話なんです、被害に遭われた方は、本当に申しわけない、かわいそうだな、大変なことだな、こういうふうな思いますけれども、なぜそこがなかったのかというのを考えると、もともとそこは非常につかかりやすい場所であるというところにいるような住宅が張りつて、こういうこととになる。専門家に言わせると、そういう地域は何ぼ頑張っても、百年に一回、二百年に一回の雨が来ると、やはりかなり水かさが増えて大変なことがあるんですよというのには予測できないわけではない。

ただ、そういうところに大から降ってくる雨を防ぐことはできないわけでありまして、そういうような我々の生命財産にかかわるさまざまな問

題でも、自然に二〇％かとうなんというの、これはどだい考えない方がいわけですね、そういう中で、どうやって我々が生命と財産を守っていくのか、こういうことが大変重要なことでありうというふうには私は元来思っていたわけでありま

す。

そういう中で、先ほど大臣が、時とともに地球もずれてきた、こういうお話があったんですが、ちよっとこれは通告しておりませんが、もしわかるとすれば、地球の軸というのとは時とともにちよっとずれていってあるんじゃないか、これは、どうなんでしょうか。

○属国務大臣 どれくらいかという速度でどれくらいずれるかは後で専門家に聞いていただきたいと思ひますけれども、このずれは必ずある。また、温暖化によって、動かなくて水がだんだん浸水してきて、島がだんだん出ているところが少なくなってきたということも先生御存じのとおりで、日本も、やがて温暖化がこのまま進んで、二センチ水量がふえただけでも水没する部分がかなりある。それくらい地球の自然の恐ろしさというものは私たちが身の回りにあるわけではございまして、今先生がおっしゃいましたように、私たちは自然にはかてないというのはいささか当惑でございます。

また、昨年、私は東海の集中豪雨のあのときに行つてよくわかつたんですけども、あの名古屋の庄内川と新川、両方の間に挟まれた部分というのは、言ってみれば、川と川との間に自分たちが位置しているというところも普段知らなかった。御町内で自分たちの土地が川と川との間に挟まれて、そして何かあったときには埋まることも知らなかったということも多くの皆さんがおつちやりました。今度も、おどかすわけじゃありませんけれども、富士山の地下で何となく低周波地震が起きているというので、これは念には念を入れて今できるのですから、今度ももしも富士山に何かあったときにはハザードマップをつくろうというのをこの間決定いたしました。

はりこれだけ科学技術が進んでいるわけですから、おどかすわけではなくて、予備として皆さんに認識していただく。この間の、ハザードマップを見ている人が見えていなかった人よりも避難が一時間早かったということをもつてしても、いかに予防することが大事かということのあらわれであると思ひますので、ぜひそうしたいと思ひます。

また、今GPSの使用割合、これは年次とともに変わつてまいりまして、公共団体が行います基準点測量、これは平成四年で一・五％しかこのGPSを使つておりませんでした。それが、平成七年には一六・八％、平成十年には二八・二％まで伸びてきた、そういう経過で、今日までこれを法案化するために準備ができたということも御理解賜りたいと思ひます。

○矢野政府参考人 ただいま地球の話がございしましたけれども、これは地球の天体観測、天文観測でいうような形だということを想定して測量しているということなんです、人工衛星が飛ぶようになりまして地球の重心の位置が正確にわかるようになった。また、地球の大きさも、従来想定されてきたよりも、楕円形の長い方の軸が七百四十メートルぐらひは長いというふうなことがわかつてきたということでもございまして、そういう部分で過去のものとずれていて、そこを動いていくという表現にはなりますけれども、そういうことで、技術そのものが進んだ結果として地球の姿がよくわかつてきた。また、地球の中の大陸間の問題にしても、例えばハワイが日本に年間六センチ近づいてきている、こういうような測量もさせていただいているということで、地球の姿全体が少し変わつてきている、あるいは地球の中の大陸間の位置関係も変わつてきている、こういうようなことが今技術が進んだ結果わかつてきた、こういうことでもございまして。

○樺床委員 何か生物の授業、化学の授業をやつておるような話でございまして、私は、地球そのものも生き物であると思ひます

から、我々が住んでいる地球も寿命ということ
が、我々が生きている間はないでしょうけれど
も、これは恐らく遠い、もう信じられない先には
そういうことになるかも知れません。というこ
とは、地球も年をとっていくと大ききも若干小
くなっていくのかもわからぬ、このようなこと
も想像しながら、昔、隕石がぶつかって軸がず
れて氣候が変わったとか、これは本当かうそか
知りませんが、そんな話もありそうです。す
から、こういう科学技術の発達ということであ
ると、それをききと導入して、そして自然と対
決するんじゃないかと、いかに自然と我々が仲
よくつき合っていくのか、こういう観点から、五
年手続にかかったというものの、ぜひとも思
速やかにやっていただきたい、このように思
っているわけであります。

ちょっと日常的な話で申し上げて恐縮であ
りますが、最近、カーナビというものがついて
いる車が大変ふえてきておりますが、今回の法
改正をしたときにこのカーナビはどうなるのか
。あの地図はどうやってずらすんですか。そこ
ら辺の修正とかはどういうふうになっていくの
でしょう。か。

○矢野政府参考人 現在カーナビゲーション
に使用されております地図は、日本独自の日本
測地系で作成されているという状況でござい
ます。このため、車に搭載されていますGPSが
求める経緯度も日本測地系での表示に変換して
今は使用している、こういう状況でございま
す。経緯度の基準が世界測地系に移した場合
でも、地図が日本測地系である限りにおきま
して、地図が日本測地系である限りにおきま
して、というの地図だけ新しい世界測地系の
ものにおかえにならない限りは、そのまま現
行のカーナビゲーションの装置が使用でき
るということでございます。

今後は、世界測地系に基づく地図も次第に
普及してくるということが見込まれる状況で
ございまして、関係団体を通じてメーカー等
へ説明会を行わせていただくなど、法改正の
内容を十分周知徹底して、ユーザーが混乱
しないように努めます。

ていきたいというふうな考えております。

○樺床委員 今の御発言でいくと、カーナビ
を今使っているユーザーは要するに何も知ら
ないでもいいというのはいくらも表現がま
ずいかわかりませんが、ふだんと同じよう
にやっていても何の支障もない、この法律
の変更によって勝手に全部修正される、こ
ういうふうなことを考えてよろしいので
しょうか。

○矢野政府参考人 今お使いのものをそのま
ま使われる場合は、基準が変わっても全然
何の問題もなく使えるということございま
す。

ところが、その器械の中の地図が古くな
ったから地図だけCD-ROMをかえたいとい
うことになりまして、それが日本測地系で
ない場合はそのままお使いになれないとい
うような状況が生じます。そういう意味で
、その辺につきましては、器械と地図が同
じ、世界測地系の場合は世界測地系、日本
測地系の場合は日本測地系ということ
で、両方そろってあれば何の問題もない
ということでございます。今使われている
のは日本測地系で統一されていますので
、お使いの分はそのままお使いいただい
て大丈夫だということでございます。

○樺床委員 よくわかりました。

そうすると、地図はあらゆるもののベ
ースになるものでありますから、当然カー
ナビ以外にもいろいろな器械、いろいろな
ものを動かすには必要になります。な
んとかする地図に關係する計器とかい
ろいろなところ、要するに社会の中にい
っぱいありますけれども、ああいうもの
に對しては、どうですか、同じような
対応になるのでしょうか。修正とかさ
ういふのはどうなるのでしょうか。

○樺床委員 よくわかりました。

カーナビのほかに、船につきましても、
カーナビと同じような電子海図が今搭載
をされております。それで、電子海図に
ついては、船の場合には自動車と違
いまして国際航行が非常に多いもので
すから、私も現在発行しております電
子海図は世界測地系による緯度経度を
基準にして発

行しております。

ただ、電子海図ではなくて、例えば紙
の日本測地系による従来の海図をも
って、かつ自分の位置をGPSによ
って把握しながら船で航行します
と、四百五十メートルずれて、船の
場合には五百メートルずれば座標
する可能性がございまして、さ
ういふことについて、今は変換
装置があるわけでございますが、今
度の改正によりまして世界測地
系の海図というものが普及して
まいりますと、その必要性もな
くなっていく、電子海図は従
来から世界測地系にのっとって
いるという状況でございまして、こ
の改正によって混乱は少な
くなっていくというふうに思
っております。

○樺床委員 今、船の話が出ましたけれども、
当然船だけじゃなくて、空も関係するの
かどうかわかりませんが、船とか飛行機
の世界の中で、これまでよく五百メ
ートルずれて事故がなかったもの
だ、こんなように先ほど大臣が
おっしゃっていらっしゃいました
けれども、これまで飛行機や船に
たまたま事故がなかった、よかつた
ということなのか。それとも、いや、
さほど支障がなかったんですよとい
うことなのか。私は、大臣の感
覚が非常に我々の感覚に近いわけ
であります。よう大丈夫だったな、
こういうふうなふうに思っ
て、すけれども、これまで支障があ
ったのか、それとも今回の改正で
どうなるのか、よろしくお願
いいたします。

○樺床委員 航空機あるいは船舶を通
じまして、私どもが考えますに、大
臣おっしゃられますように、残念
ながら事故の発生する可能性は
あったと思いますが、これまでのと
ころ幸いにしてそういう事故は起
きておりません。特に、先ほど申
上げましたように、国際航行を
する船舶、それから今お尋ねの航
空につきましては、国際的な基準
の統一ということが既に求めら
れておりますので、そういう観
点から、実際に、国際航行する
船舶や航空機は世界測地系の海
図なり航空図を使用していたとい
うことがござい

航空につきましては、国際民間航空機
の決意によりまして、平成十年一
月から世界測地系に変更した航空
図を使うようにということで、航
空図は海図と同じように海上保安
庁が担当して、航空図をつくって
刊行しているわけでございま
すが、実際の使用する航空図に
ついては、既にそのように先
んじて統一を進めておるこ
とでございます。

○樺床委員 次に、いろいろ社会に出
回っている地図がありますね。地
図をつくるのは当然民間企
業がつくるわけでありまして、
今回の改正によって、四百メ
ーター、五百メーターずらした
というところについて、例えば
経済界、地図業界とかいろいろ
あると思いますが、また学者
の先生方の世界の話とか、さ
ういふところに何か影響は出
てくるのでしょうか。

○矢野政府参考人 学会、産業界
への影響等のお話でございま
すけれども、地図の変更を含
みます世界測地系への移行に
関しましては、関係する学
会といたしまして日本学術
会議がございまして、世界
測地系に改定することが望
ましいという御提言もいた
だいていただいております。
また、産業界につきま
しても、平成十年の二月に
、経済団体連合会から、測
量を世界測地系に準拠した
ものとする旨を内容とする
御要望もいただいております。
このように、今回の世界測
地系への移行につきましては、
関係する学会の提言ある
いは産業界の御要望に沿
ったものでござい

また、測定の成果といたしまして、
地図は幅広く利用されてい
るわけでございまして、地
図の幅広さ、経緯度の数値を
直接使用しなければなら
ない場面というのはいくら
も少ないわけでございま
す。したがって、今回の法
改正によって大きな影
響はないものと考えて
おります。

いづれにしましても、世界測地系
への移行につきましては、こ
れまでも説明に努めてまい
ったところでございま
すが、円滑に移行でき
ますよう今後

とも周知徹底に努めていきたいと考えております。

○樺床委員 非常に初歩的な質問をもつて一回させていただきますが、ちょっと今話を聞いておりまして、ふと頭に浮かんだので、確認だけなんです。要は、四百メートルか五百メートルずれるというところで、地図で見ると形は全然変わらないう。地形そのものは変わらないで、ただずれるだけですか。もう一回ちょっと確認させてください。

○矢野政府参考人 基本的には全体の位置が少しずれるという御理解でよろしいかと思えます。詳細な部分については、若干ひずむ部分もございませうけれども、基本的にはそのまま、日本の姿そのものはそう変わらないで移動するというふうに考えていただければと思います。

○樺床委員 最後に、軍事的な側面についてちょっと御質問をさせていただけたらと思うんですが。

昨今、軍事技術の発達によりまして、ピンポイント的な武器がほとんど世界の主流になってきているし、これからはますますそうなっていくだろう、このように私は思うわけがあります。ということ、昔のように目で見ながら、あそこへ撃てとか、こういう時代でしたら少々ずれておいても目で見てねえばいいんですけれども、昨今は機械で、地図の上でピンポイントでねらって、そこには落とす。こういうことになっておるものですか、これまで日本はそういう軍備は持たない、こういうことでやってきているから、それはそれでいいんですけれども、ほかの国はそういう形でやっていますよね。

四百メートル、五百メートルずれていた、日本がちょっとその基準から外れていたということ、軍事的側面についてこれまで影響があったのかなかったのか、そしてこれからどういうふうになっていくのか。防衛庁じゃないですからわからないかもしれませんが、予測できる範囲でよろしく願っています。

○矢野政府参考人 大変難しい御下問でございます。国土地理院として必ずしもきちっとお答えできるということにはならないかと思えますけれども、とりあえず今お話しさせていただきますように、経済界、学界等から御要望いただけてやっているとございまして、防衛担当部局から、そうした日本測地系を採用していることについての支障であるとか、新たに世界測地系への変更ということについての御要望とか、そういうようなお話は伺ってはおりません。

また、今回の法改正に当たりましては関係各省庁に協議を申し上げているところでございまして、そうした御説明を十分行ってきたところでございまして、今のところそういう意味での特段の御意見をいただいているという状況ではございません。

以上でございます。

○樺床委員 この手のたぐいの話は非常に微妙な話でありますから、情報を開示していいものかどうかということについて、私もいろいろ考えるところもあります。余り大げんに我が国の防衛庁がそんなことを外に言う必要もなからうというふうには思うのですが、四百メートル、五百メートルずれていたというところ、まさにピンポイントができなくなるということ、まさにこの法改正は、正直に言いますと、きょう質問しておりますも質問するものが大変難しい法案であります。ちょっとずれますよというだけの話で、ああ、そうですかと、これで終わればいいんですけれども、しかしそういうわけにはいかぬ。

こういう法律をちゃんと通すことを一つのきつしよにしまして、今軍事的な側面も質問しましたけれども、要するに地面のいろいろなポイントが我が国が思っていたものからちよっとずれておるということは、我々が想像しないようないろいろなところにひょっとしたら影響が出てくるかも知れない。出てくるかも知れないとすると、今回の法改正はいい機会でありますから、関係各方面にそのことをきちっと周知徹底していただいて、

そして国民の生命と財産に影響が出ることがないように、くれぐれも周知徹底の方をよろしくお願い申し上げたい、このように思うわけでありませう。

そのことにつきまして、大臣ちょっと、決意がございましたら、ぜひよろしくお願い申し上げます。

○農務大臣 冒頭に申し上げましたように、今までずれていて事故がなかったのが本当によかったと私は思っております。

国土交通省としては、陸海空あらゆるところで安全というものを第一義的に考えて対処しておりますので、今先生がおっしゃいましたように、今回の改正を契機として、多くの皆さん方に安心して海に出てもらったり、安心して乗ってもらったり、そういう陸海空の統一というものが世界基準になったということで、より安心していただけるように、各省庁と連携を密にしまして、また、国民の皆さんにもなるべくこれをわかつていただくようにPR方をしていきたいと思いますので、どうぞ先生方にもぜひ御協力賜りたいと存じます。

○樺床委員 ありがとうございます。

我々一般的な感覚でいくと、高速道路を走って明石の方へ行くとき出ていますね、高速道路のところに。そうすると、単純に言ううと、あれもずれるのかなくともかと思ったりしておりますけれども、そういう話はともかくといたしまして、今、大臣から強い決意をお聞かせいただきました。その決意のもとに、この法律を契機に、きちっとした対応を今後ともしていただきますようお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○赤松委員長 瀬古由起子君。

○瀬古委員 日本共産党の瀬古由起子でございます。今回の測量法、水路業務法の改正は、明治初期に採用された日本独自の測量基準を新しい測量基準に変えようというのですから、これ自体は地図にかかわる大変大きな変化だというふうに思いま

す。まず伺いますけれども、今回の改正に伴う影響、とりわけ国民生活にかかわる影響はどのようなお考えでしょうか。

○樺床委員 答え申し上げます。まず陸の地図でございまして、市販されております大部分の地図は、緯度経度の表示がないものの方が多いとございまして、それから、緯度経度の表示がなされておりましたが、それを使う方、使用者がその数値を直接利用して、自分の位置をその緯度経度によって判断するということは、後で申し上げます海の場合と比べますと少のうございまして、陸については、一般の国民の方々が混乱をするということは少ないのではないかとこのように考えております。

それから、私どもの担当でございます海図でございまして、海図につきましては、先ほどお話を申し上げますけれども、従来から、この法律によって許される範囲で、私ども世界測地系の海図を発行してまいりましたけれども、日本測地系の海図を所有して航行している船もございまして、従来は、日本測地系の海図をもって自分の位置を仮にGPSで判断して航行している船につきましては、変換をする必要があるわけでございますけれども、基準を一致いたしますとそういうことが必要なくなりますので、混乱は軽減されるというふうに考えております。

先ほどもお話し申し上げましたけれども、今後、さらに測量、水路測量に従事する企業、地図の作成会社、それからGPSや地図、海図の利用者などに対して、重ねて、団体などを通じて十分な周知徹底を行いますとともに、私どものホームページなどを使いまして、円滑な移行ができるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○瀬古委員 例えば、学校などで緯度経度の標識を立てているところがあるのです。うちの学校は緯度何度、経度何度という標識を立てているところ。これは、教育上の問題で立てている場合が

あるわけですが。

紙に印刷された地図の上では、見かけの上では位置が動くわけではないけれども、実際に緯度経度が変わってしまふ。正しい位置を計算し直す手間はともかく、教育面からいうと、生徒に緯度経度がこういふふうに変わりましたよというのをどのように理解してもらおうかというのは、教育上少し難しい面もあるわけですね。

まず、改正内容の周知徹底をどのように図るかということなんですけれども、施行の日が公布後から一年以内となつていきますから、この啓発をどういふふうに進めていくのか。特に、学校での地理の授業、こういうものをどう進めていくかというの、一定の関係者との連携や配慮も必要だと思ふのですけれども、それはどのように考えておられるでしょうか。

○矢野政府参考人 周知のお話でございますが、世界測地系への移行につきましては、広く国民の皆様にも周知していくよう努力してまいりたいと考えております。

先生御指摘のように、特に中学、高校等の校庭に経緯度の数値が表示されていることもございます。教育機関につきましては、十分な周知に努めていくことが極めて重要であると考えているところでございます。そういう意味で、例えば、教育委員会を通じて世界測地系への移行を周知するなどの措置を講じてまいりたいと考えているところでございます。

○瀬古委員 これは学校の例だけでなく、我が国は各所に経緯度になんだモニュメントなどが数多く存在しているということもあります。これは、例えば、一番東の端とか一番北の端とか、緯度経度を書きかえるだけで済むという場合もありすけれども、その位置では意味をなさない、例えばここが日本のへそとか、それから、私も、つい最近なんですけれども、明石の子午線の記念碑が建っておりますが、そこで記念撮影をしてきたところなんです、これも変わるわけですね。そうすると、モニュメントなどは移動しな

ければならないという問題もござります。また、緯度経度を印刷した書籍類もあるわけで、そういう点では、相当期間は新旧の数値が混在するということになるわけですね。

これに対しても、国としては何らかのアクションというものが必要になってくるのではないかと思ふのですけれども、その点、どのような検討をなさっているでしょうか。

○矢野政府参考人 経緯度を表示したモニュメントに対する影響でございますけれども、モニュメントにつきましては、地方公共団体により設置されている場合が多いと考えられますけれども、日本測地系の値に基づいて設置されているモニュメントは、残念ながら、世界測地系による経緯度の表示地点と四百メートルから五百メートルずれることになるというところでございます。

例えば、今へそのお話がございましたが、兵庫県西脇市では、東経百三十五度、北緯三十五度の地点を日本のへそとしてモニュメントを設置されているところでもございます。このモニュメントは、大正十二年に日本測地系に基づいて設置されておりまして、当然ずれているわけでございますが、新たに世界測地系に基づく位置にモニュメントを設置し直されたというように伺っております。また、設置されるときに、西脇市の方から相談を国土地理院も受けまして、世界測地系に基づく位置につきまして助言もさせていただいたというところでございます。

いづれにしても、国土地理院としましては、今後とも、設置主体である地方公共団体等からの御相談に対しまして適切に対応してまいりたいというふうな考えております。

○瀬古委員 地形図の四隅に表記された緯度経度の数値というのは修正すれば済みますけれども、先ほど出ておりましたように、コンピュータなどで緯度経度を使って地図上に位置を表示したりする場合は、使用する地図の測地系と緯度経度の測地系が違つと、ずれが生ずることになる。関係者の中でよく指摘されるわけですが、

も、数値地図の問題、数値地図というのは、先ほども出しましたように、F D、C D、R O M、合わせて三千数百点近くが作成されております。今では、趣味というか、個人まで含めて、多くの人が数値地図を活用しております。それを使うソフトウェア、それから数値地図を補完するデータ等を含めて、これは変換ソフトウェアということになるわけですが、これは変換ソフトウェアということになるわけですが、一気にとにかくということになかなかならないんじゃないか。そういう時間的なものもどうしても必要になってくる。その場合の対応、新旧データが混在する問題への対応はどのようになっていくでしょうか。

○矢野政府参考人 先ほど来お話しさせていただきましたとおり、一般国民に広く周知徹底をしていきたいと思つておりますが、数値地図のユーザにつきましては、特にインターネットに親しむ機会が多いのではないかなというふうに思ひます。世界測地系への移行のお知らせを国土地理院のホームページあるいは海上保安庁のホームページ等に掲示するほか、世界測地系に基づきます値に変換するためのソフトウェアなどをインターネット上で提供したいというふうな考えております。

○瀬古委員 点データの場合の変換は比較的容易かもしれませんが、面データになると少し大変になります。例えば、工事の現況図というようなものはどうなっていくのか。

あるいは、測量法による成果としての地図、こういうものをつくり直すには大変経費がかかるというところになってまいります。公共測量は国や地方公共団体が費用を負担または補助して行うわけですが、この地図が変わつてくるということになりまして、財政的な負担も出てきますし、そういうふうな対処はどうなっていくのでしょうか。

○矢野政府参考人 今お話がございましたように、それぞれの影響がござりますけれども、特に点の変換につきましては先ほどお話がございましたけれども、面的なデータにつきましても、国土地理院で基本的なデジタル地図情報を提供させていただいておりましたが、これを一括変換するソフトウェアを、インターネット上でこれも提供させていただきたい、こういうふうな考えているところでございます。

それぞれの測量会社等につきましては、この成果そのものについては、旧来の測量成果も、日本の中の位置関係が変わるわけではございませんので、基本的にはそのままお使いになれるということでございます。

また、世界測地系に直して当然今後は使っていくということになるかと思ひますが、その部分につきましては、先ほどお話しさせていただきましたように、インターネット上でできるだけそうしたソフトウェアを提供させていただくというふうな考えております。

多分すべてそれで十分にはならないかと思ひますけれども、できるだけ対応をしたい、こういうふうな考えているところでございます。

○瀬古委員 今の測量法、水路業務法についてはこれで質問を終わらせていただいて、少し時間がござりますので、若干幾つかの点、御質問いたします。

一つは、五月の十九日に三重県の桑名市の播磨地区上空において起きました飛行訓練中のヘリコプターと小型機が衝突、墜落、炎上した事故の問題でございます。

私は、実は事故直後、たまたま桑名市におりまして、その現場に即入ることができました。それで、被害に遭つた方にも直接お伺ひして、お見舞いもさせていただきました。

この事故は、多数の死傷者と家屋など物的損害を発生させました。また、直接被害に遭わなかったものの、実は地域の住民、中でも小学生が、ちょうど子供たちが学校にいる、またその子供た

ちが直接現場を見ることができ、こういう時間帯だったために、本当に多くの恐怖感を生じさせています。

事故のあった桑名市は、名古屋市の通勤圏でありますし、人口の密集地です。このようなところに民間機の訓練空域があったということを、実は桑名の市長自身も知らなかったと言います。

既に、当該事故のあった桑名市長が、中部近畿訓練試験空域——、こういう訓練空域なのですけれども、この訓練空域から桑名市を除外して欲しい、こういう申し入れを扇大臣にされております。また、桑名の市議会も、同五月の二十四日に訓練空域の見直しを求める決議を行って、また、桑名市、多度町、長島町、木曾岬町、北勢町、員弁町、そして大安町、東員町、藤原町の桑名・員弁広域連合も同様の申し入れを行っております。さらに、岐阜県知事、愛知県知事も大臣への要望を行っていることはもう御存じのとおりです。

そこでお伺いしますけれども、まず第一に、航空機事故の鉄則でもある再発防止のための原因究明はどのように行われているのでしょうか。まだ原因が解明されていないということでしたら、中間段階の報告をぜひ伺いたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○中島政府参考人 中日本航空事故の原因究明はどこまで進んでいるのかとお尋ねがございました。

航空事故調査委員会は、五月の十九日、航空局から事故通報を受け、直ちに航空事故調査官六名を指名し、初期情報を収集するとともに、調査方針を打ち合わせた後、現地に派遣し、調査を開始いたしました。

現段階の状況でございますが、これまで当委員会におきましては、事故機の残骸の回収及び破損状況の調査、破片の分布状況の調査、地上痕跡の調査、事故を目撃された方からの口述聴取などの事実調査を実施いたしております。

今後は、引き続き事実調査を進めることとして

おりまして、残骸の詳細調査、気象情報に関する調査、関係機関からの情報収集などあらゆる角度から調査を進めることとしておりまして、その後、解析、原因究明を行うことといたしております。

いずれにいたしましても、本件事故の重大性にかんがみまして、全力で原因究明に取り組んでまいりたいと考えております。

○瀬古委員 事故調査委員会が調査をしていただいているという点でも、大変重大な事故の位置づけだと思ふのですけれども、この事故報告は、大体めどみないものは、一定の中間報告などは予定されているのでしょうか。その点、いかがでしょうか。

○中島政府参考人 現段階におきましては、調査に集中し、できるだけ早期に原因究明できるように全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○瀬古委員 訓練空域に係る自治体は、今お話しさせていただきまして、住民の不安を解消するために訓練空域からの除外を要望しております。

住居が密集する地域の上空を訓練空域に指定することは、私は大変問題があると思うのです。大臣は、事故後、空域の見直しを示唆されたという報道もございまして、この点はどのように検討なさっているのでしょうか。

○深谷政府参考人 御説明申し上げます。訓練空域につきましても、先ほど事故調査委員会の方からお話ございましたように調査中でございますけれども、私どももいたしまして、この事故の重大性にかんがみまして、中日本航空におきましては、私どもの要請により、訓練飛行の自粛を現在行っております。また、今回事故のありました訓練空域では、中日本以外の民間の各社も、自分の自主的に訓練を取りやめているという状況でございます。

お尋ねの訓練空域につきましては、昭和四十六年の七月に全日空機と自衛隊機の空中衝突事故が

ございまして、御記憶にあらうかと思いますが、いわゆる雲石事故、これをきっかけにいたしました。航空の安全を確保するという観点から、訓練機とそれから民間定期航空機が飛行する空域、こういうものを分離することとして訓練空域を設けて、航空交通の安全を図りたい、こういうことでやってきたところでございます。

ただ、訓練空域につきましては、陸上の目標物を視認しながら有視界飛行をする、操縦練習などのこういった性格から、どうしても飛行場の周辺の陸上に設定するという必要もございまして、他方で、また、ある程度の広さの空域、こういうものも必要な事情がございまして。

訓練飛行それ自体は我が国の航空界のすそ野を構成する部分でございまして、広く航空の安全あるいは発展、維持、向上、こういうために、十分な訓練飛行、こういうものは必要だと思ひますし、それが実施できるような環境を整えるということも必要なことじゃないかというふうに思っております。ただ他方で、訓練飛行そのものが普通の一般の飛行と比べまして特に危険なものだというふうには私どもは認識してございませ

航空というものは私どもの国民生活にどうしても欠くことのできないものになっております。訓練というものが我が国の航空の安全と発展に必要不可欠、こういう点についてはぜひ御理解をいただきたいと思います。

こうした訓練空域の設定の背景ですとか利用者のニーズ、あるいは訓練飛行そのものの必要性、安全性を考えますと、訓練空域の場所的な見直し、これ自体を行うことはなかなか難しいということについて御理解をいただければありがたいと思ひます。

ただ、航空の安全確保とそれから事故の再発防止、このためには、訓練空域の実態を踏まえながら、訓練空域の中で訓練飛行を行う航空機が一定時期に一定の場所に集中することでは運用方けるといふふうなことの空域管理あるいは運用方

法、こういったことについて、現在、鋭意検討を行っております。成案を得て速やかに安全で実効のある再発防止対策をとりたい、かように考えております。

○瀬古委員 民間訓練空域が全国で四十九カ所あると言われております。私も先ほど航空局から民間航空機の訓練空域の地図をいただいたのですけれども、中には、確かに市街地を外しているところもありますが、ぐっと市街地に入り込んでいるところもございまして、それで、一定空域の中で、入る台数とか時間的なものとかいろいろ考えていられませんか。例えば今回の事故の衝突の真下は小学校だったわけですね。子供たちがいたわけです。少なくとも、こういう人口の密集地などの上で、たとえ皆さんがこの訓練は安全だと言っても、訓練ですから、やはり国民や住民が不安を感じるといふのは当然だと思ふのです。ですから、やはりこの四十九カ所を見直していただいて、とりわけ人口密集地などに訓練空域がある場合は変更するといった点での検討が必要じゃないかと思ふんですが、大臣、その点はいかがでしょう。大臣にお願いします。

○属国務大臣 今局長が答えましたように、あの雲石の事件のときから、いかに訓練を充実させるかということ、あのときも問題になりました。それから、やはり皆さん方に安心して乗っていただくために、訓練空域というものをつくって、より熟練した皆さん方に育っていただきたい。

そして、我々はこの四十六年の雲石の経験というものを頭に置きながら、多くの皆さん方の訓練を確実にものにしていくために、この狭い日本、どこかで訓練をしなければならぬということ、どこかの方に不安を持たれないような、今先生がおっしゃいますように、市街地を避けたり、あるいは下にいる人に不安を与えないような、そういうことを対策としてとっていき、そういうふうな努力はいたしますけれども、どうしても訓練空域というものがなければ安心して訓練するこ

とができないという状況も国民の皆さんにも御理解をいただいて、どこでどうするか。なるべく下の人に不安を与えないように、なおかつ、ふだんの人は安心して乗ってもらえるような技術を訓練する、この相関性というものを図りながら、私は日本の航空の安全性というものを、両方の目から見ながら、図っていきたく、検討していきたいと思っておりますし、航空事故調査委員会の報告がまだ上がってきておりませんけれども、この事故の教訓を生かしながら、少なくとも私は下の皆さんに被害が出なかったことだけはせめてもだと思っておりますので、今後、検討材料として皆さんに安心していただけるような訓練空域の割り振りを考えていきたいと思っております。

○瀬古委員 例えは燃費の問題で、もう少し移動すれば市街地を避けられるけれども、安上がりになり、近頃の、民家のあるところである、こういうことであるわけですね。

それで、今桑名の地域の子供たちはどうしているかという、上に飛行機が飛んでくるだけで、ひょっとして落ちてくるのじゃないか、そういう心理的なストレスも住民の中に随分あるわけですね。随分学校としても配慮して、心理担当の方を配置するだとか、随分苦勞なさっているのですけれども、特に小型機などはそう高いところで訓練をするわけじゃありませんので、とりわけ人口密集地、人家がたくさん集中しているというのは、この桑名市なんかそうだけれども、こういうところであるということについては、少々燃費がかかっても、私は訓練をやるなど言っていないのです、訓練はどうせ必要ですよ。しかし、少なくともそういう住民に不安を与えるような、ここが訓練空域ですよと言われるだけで、それはもう不安になるわけですし、ましてや、市長自身も自分の市の上が訓練空域になっていることを知らなかったと言われるのです。そういう点では、知ったら、できれば自分の家の真上ではやらないでほしい、せめてもう少し地域を、密集地を避けて

もらいたいというのは当然だと思うんですよ。

その点で、少なくとも今桑名の場合は訓練は中止しているということになってますけれども、こういう人口密集地についても何らかの改善をぜひしていただきたいと思うんですけれども、特にこの問題で、いかがでしょう。

○深谷政府参考人 ただいま先生御指摘の人家の密集地の上空での訓練、この点につきましては、今後の訓練のしてもらい方、ですから訓練空域の運用等々の中で十分対応させていただきたいと思っております。

○瀬古委員 被害に遭った佐藤直文さん方では、五人家族のうち、三人が西隣の直文さんの両親の家に、二人が近くのお兄さんのお宅に仮住まいされている状態です。今これらの住民への措置、補償など、事故後、中日本航空会社をどのように指導していらっしゃるのでしょうか。また、こういう事故の場合の補償のルールというのはどうなっているのでしょうか。

○深谷政府参考人 御説明申し上げます。

今般の中日本の事故によりまして、地上だけがされた方々、あるいは人家等の損壊に遭われた方がいらっしゃる。これについての補償等に関しましては、中日本航空会社におきまして誠心誠意対応していきたいというふうに私も報告を受けておりますし、中日本航空会社は現在そういうふうな誠心誠意対応しているというふうに理解をしております。

また、補償の仕組みでございますが、会社も損害保険等に加入しておりますので、その辺のことで十分対応していく用意があるというふうに聞いております。

○瀬古委員 ぜひ万全の補償の体制をお願いしたいと思っております。

最後に、自己水源の問題について若干伺います。

ダムの開発による水の供給に依存する余り、放棄または縮小してしまった都市の自己水源、いわゆる地下水の問題なんですけれども、これを今再

開するとか拡大する自治体が出出てきているわけですね。

それで、三重県の亀山市では、最近、地下水の調査を行って、市長が、議会の全員協議会で、地下水については、将来的にも不足を生じないぐらいい、この市は大変豊富だということを言っていて、今、この亀山市には長良川の河口堰の水をせきとめた、高くてまずくて臭い河口堰の水が引かれようとしている、これはもうとんでもないということだ、水道水にはこの長良川の水は混入しないんだ、こういう表明をなさっている例がござい

ます。

長良川の河口堰の水は、今もう売れ先がなく、自治体は河口堰の建設と維持するための負担に悲鳴を上げております。その上、地下水の豊富な自治体に無理矢理水を買ってもらわなきゃならないという押しつけをしているわけですね。

岐阜県には大垣市というところがありますけれども、ここは大変おいしい水で有名なところで、水まじゅうで大変有名なところでございまして、ここでも、徳山ダムを開発して、ともかく地下水ではなくて、この徳山ダムからの水を押しかつられようとしています。

こういう意味では、地下水を本当に安定した水源として確保していくことが大変大事だと思ふんですけれども、その点、ダムを建設して河川の水に依存するという利水事業から、地下水を利用する、こういう問題についても今後やはり検討していかなくちゃならないんじゃないか。地下水がしつかりあるのに、ともかくこの水余っているから飲めというやり方は大変問題があるんじゃないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○扇岡大臣 今瀬古先生のお話ですけれども、やはり地域差がございします。

御存じのとおり、長野県の田中知事が脱ダム宣言をなさいました。下諏訪ダムを中止しろという、すべてのダムを要らないという。ところが、私のところへ、この下諏訪ダムの下流にいらっしやいます岡谷市の市長さん以下、多くの皆さん

がいらっしやいました。なぜいらしたかといいますが、自分たちの岡谷市は七六％地下水を使っている。ところが、検査をしてみたら、この七六％地下水に依存している中で、七一％が発がん性の疑いのあるトリクロエチレンがまぎっているという結果が出て、我々は地下水を安心して使えなくなつた。何としても下諏訪ダムをつくってきれいな水を、地下水から下諏訪ダムからの水にかえたい、こういう御陳情もあるわけですね。

ですから、やはり、今先生がおっしゃったように、すばらしい地下水があるところと、既に地下水が汚染されている日本の状況、そういうものを勘案しながら、場所によつてはいく地下、飲んでいただいても全然問題がないかという検査もしながら、地域によつては、まだまだすばらしい天然水が地下水としてとれるところと、このように、長野県の岡谷なんというのは私は本当にきれいな水だと思っております、少なくとも、七

一％も発がん性物質がまぎっているということが出た以上は、多くの住民の皆さんの人体にかかわることですので、私は、日本じゅうあらゆるところで検査をしながら、どっちにしろより安全かということに注目し、またそれに沿った対策をしていきたいと思っております。

○瀬古委員 今私が指定しました長良川の水とそれから徳山ダムの水、そういうものが、おいし、いい地下水があるところにも押しつけられるという問題は、今大臣が言われたように、やはり個々に見ていただいて、きちんとそういう地元の住民の意向も大事にして建設計画の見直しをぜひやっていただきたいと思ひます。

以上、終わります。ありがとうございます。

○赤松委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○赤松委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

測量法及び水路業務法の一部を改正する法律案

について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○赤松委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○赤松委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○赤松委員長 次に、内閣提出、土地収用法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。国土交通大臣扇千景君。

土地収用法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○農務大臣 ただいま議題となりました土地収用法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

現行土地収用法は、昭和四十二年以来抜本的な改正がなされておらず、その間に、住民の理解の促進、公共事業のより一層の円滑かつ効率的な実施が要請されてきております。さらには、循環型社会の形成の必要性等も生じてきております。現行土地収用法が必ずしも想定しなかった状態に直面している現在でございます。

この法律案は、以上のような状況にかんがみ、社会経済情勢の変化を踏まえた事業認定の透明性等の向上及び収用手続の合理化等を実現すべく、現行土地収用法を見直すものであります。次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、起業者による利害関係人に対する事前説明会の開催の義務づけ、事業認定庁が事業の認定に関する処分を行うに際しての公聴会の開催及び第三者機関からの意見聴取並びに事業認定をした理由の公表を行うこととしております。

第二に、土地調査及び物件調査の作成手続の特例の創設、収用委員会の審理手続における主張の整理、代表当事者制度の創設並びに補償金払い渡し方法の合理化を行うとともに、収用委員会の委員を仲裁委員とする仲裁制度を創設することとしております。

第三に、収用適格事業として、新たに地方公共団体等が設置する廃棄物の再生施設及び廃棄物処理センターが設置する廃棄物処理施設を追加することといたしております。

第四に、補償基準を法令で明確化するとともに、生活再建のための措置を充実することとしております。

その他、これらに関連いたしました、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○赤松委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○赤松委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○赤松委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る十二日火曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員会を開会することとし、

本日は、これにて散会いたします。

午後零時八分散会

土地収用法の一部を改正する法律案

土地収用法(昭和二十八年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

目次中第二章の二 あつせん委員のあつせん

五条の二(第十五条の六)を

第一節 あつせん

第二節 仲裁第

等の取得に関する紛争の処理

第十五条の二(第十五条の六)に、(第十六条)

第十五条の七(第十五条の十三)

を(第十五条の十四)に、第四章 収用又は使用

の手続を

第三章の二 都道府県知事が事業の認

定に関する処分を行うに際して意見を聴く審議会

等(第三十四条の七)に改める。

第三條中「一」を「いずれかに」に改め、同条第

十三号中「こう水」を「洪水」に改め、同条第二十六

号中「と畜場又はへい獣処理場等に関する法律」を

「と畜場又は化製場等に関する法律」に、「へい獣

処理場」を「化製場若しくは死亡獣畜取扱場」に改

め、同条第二十七号中「が設置するを又は」に改

め、(昭和四十五年法律第百三十七号)の下に

「第十五条の五の五」に規定する廃棄物処理セン

ターが設置する同法を、「処分」の下に「再生を

含む」を加え、「公衆便所」を「地方公共団体が設

置する公衆便所」に改める。

「第二章の二」あつせん委員のあつせんを「第二章

の二 土地等の取得に関する紛争の処理」に改め

る。

第二章の二(第十五条の二)の前に次の節名を付

する。

第一節 あつせん

第十五条の二の見出し中「あつせんを、あつせん」に改め、同条第一項中「の二」を「のいずれかに、あつせん委員のあつせんを、あつせん委員のあつせん」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「あつせんを」を「あつせんを」に、「除くの外、あつせん委員のあつせんを、あつせん委員のあつせん」に改め、同条第三項中「あつせん委員のあつせんを、あつせん委員のあつせん」に改める。

第十五条の三(見出しを含む)中「あつせん委員を、あつせん委員に改める。

第十五条の四の見出しを「あつせんの打ち切り」に改め、同条中「あつせん委員」を「あつせん委員」に、「あつせん」を「あつせん」に改める。

第十五条の五の見出し中「あつせん委員を、あつせん委員」に改め、同条第一項中「あつせん委員」を「あつせん委員」に、「あつせん」を「あつせん」に改め、同条第二項中「あつせん委員を、あつせん委員」に改め、同条第三項中「あつせん委員」に改める。

第十五条の六の見出し中「あつせんを、あつせん」に改め、同条中「除くの外」を除き、「あつせん」を「あつせん」に改める。

第二章の二に次の一節を加える。

第一節 仲裁

(仲裁の申請)

第十五条の七 第十五条の二第一項本文に規定する場合において、当該紛争が土地等の取得に際しての対償のみに関するものであるときは、関係当事者の双方は、書面をもって、当該紛争に係る土地等が所在する都道府県の知事に対して、仲裁委員による当該紛争の仲裁(以下単に「仲裁」という。)を申請することができる。ただし、当該土地等について、第二十六条第一項(第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定の告示があつた後は、この限りでない。

2 第十五条の二第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「あつせん委員」とあるのは「仲裁委員」と、あ

つせん」とあるのは「仲裁」と読み替えるものと
する。

3 第一項の規定により仲裁の申請がされた後仲裁判断が行われるまでの間、当該申請に係る土地若しくは物件の所有権その他の権利、第五条に掲げる権利又は第七条に規定する土石砂れきを採取する権利に関しては、起業者又はこれらの権利を有する者は、それぞれ、第三十九条第一項又は第二項(第百三十八条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による申請又は請求をすることができない。

(仲裁委員)
第十五条の八 仲裁委員は三人とし、事件ごとに、収用委員会がその委員の中から推薦する者について、都道府県知事が任命する。

(資料の提出)
第十五条の九 仲裁委員は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の所持する当該紛争に係る資料の提出を求めることができる。

(立入検査)
第十五条の十 仲裁委員は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の占有する土地その他当該紛争に係る場所の立入り、当該紛争の原因たる事実関係につき検査をすることができる。

2 前項の規定により検査をする場合においては、仲裁委員の一人をして当該検査を行わせることができる。

(仲裁委員の報告及び退任)
第十五条の十一 仲裁委員は、仲裁判断を行ったときには、遅滞なく、その概要を都道府県知事に報告しなければならない。

2 仲裁委員は、前項の規定による報告をしたときは、当然に退任するものとする。

(公示催告手続及び仲裁手続二関スル法律の準用)
第十五条の十二 仲裁については、この法律に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁

人となし、公示催告手続及び仲裁手続二関スル法律(明治二十三年法律第二十九号)第八編(仲裁手続)の規定を準用する。

(仲裁の申請の手続等)

第十五条の十三 この法律に定めるもののほか、仲裁の申請の手続、仲裁の手続に要する費用その他仲裁に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章第一節中第十六条の前に次の一条を加える。

(事業の説明)

第十五条の十四 起業者は、次条の規定による事業の認定を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定める説明会の開催その他の措置を講じて、事業の目的及び内容について、当該事業の認定について利害関係を有する者に説明しなければならない。

第十八条第二項中「左に二を次に」に、「添附しなければ二添付しなければ」に改め、同項に次の一号を加える。

七 第十五条の十四の規定に基づき講じた措置の実施状況を記載した書面

第二十三条第一項中「場合において」の下に「当該事業の認定について利害関係を有する者から次条第二項の縦覧期間内に国土交通省令で定めるところにより公聴会を開催すべき旨の請求があったときその他」を加える。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(社会資本整備審議会等の意見の聴取)

第二十五条の二 国土交通大臣は、事業の認定に關する処分を行うときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。ただし、第二十四条第二項の縦覧期間内に前条第一項の意見書(国土交通大臣が、事業の認定をしようとする場合にあつては事業の認定をしようとする異議がある旨の意見が記載されたもの)に限り、事業の認定を拒否しようとする場合にあつては事業の認定を拒否し、旨の意見が記載されたものに限る。の提出がなかつた場合においては、この限りでない。

2 都道府県知事は、事業の認定に關する処分を行おうとするときは、あらかじめ、第三十四条の七第一項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。ただし、第二十四条第二項の縦覧期間内に前条第一項の意見書(都道府県知事が、事業の認定をしようとする場合にあつては事業の認定をしようとする異議がある旨の意見が記載されたもの)に限り、事業の認定を拒否しようとする場合にあつては事業の認定をすべき旨の意見が記載されたものに限る。の提出がなかつた場合においては、この限りでない。

第二十六条第一項中「及び第二十六条の二を」事業の認定をした理由及び次条」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 都道府県知事が事業の認定に關する処分を行うに際して意見を聴く審議会等

第三十四条の七 都道府県に、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するため、審議会その他の合議制の機関(次項において「審議会等」という。)を置く。

2 審議会等の組織及び運営に關し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

第三十五条第一項中「第三十六条第一項に規定する」を「次条第一項の」に改める。

第三十六条第一項中「作成し、これに署名押印しなければ」を「作成し、これに署名押印し、これを」に改め、同条第二項中「起業者は」の下に「自ら土地調査及び物件調査に署名押印し」を加え、同条第四項中「同項を、」を「同項に、」又は署名押印すること」を「同項の規定による署名押印を求められたにもかかわらず相当の期間内にその責めに帰すべき事由によりこれをしない者又は同項の規定による署名押印をすることにより、」を「立会を立会い」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(土地調査及び物件調査の作成手続の特例)
第三十六条の二 起業者は、第一号に掲げる場合にあつては前条第一項の土地調査を、第二号に

掲げる場合にあつては同項の物件調査を、それぞれ、同条第二項から第六項までに定める手続に代えて、次項から第七項までに定める手続により作成することができる。

一 収用し、又は使用しようとする一筆の土地の所有者及び当該土地に關して権利を有する関係人(これらの者のうち、起業者が過失がなくて知ることができない者を除き、一人当たりの補償金の見積額が最近三年間の補償金の平均額に最近三年間の明渡裁決に係る一人当たりの補償金の平均額に照らして著しく低い額として政令で定める額以下である者に限る。)が、百人を超えると見込まれる場合

二 収用し、又は使用しようとする一筆の土地にある物件に關して権利を有する関係人(起業者が過失がなくて知ることができない者を除き、一人当たりの補償金の見積額が最近三年間の明渡裁決に係る一人当たりの補償金の平均額に照らして著しく低い額として政令で定める額以下である者に限る。)が、百人を超えると見込まれる場合

2 前項の規定により土地調査又は物件調査を作成する場合において、起業者は、自ら土地調査又は物件調査に署名押印した上で、収用し、又は使用しようとする一筆の土地が所在する市町村の長に対し、国土交通省令で定めるところにより、土地調査又は物件調査の写しを添付した申出書を提出しなければならない。

3 市町村長は、前項の申出書を受け取つた場合は、直ちに、起業者の名称、事業の種類及び申出に係る土地又は物件の所在地を公告し、公告の日から一箇月間その書類を公衆の縦覧に供しななければならない。

4 第二十四条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による公告及び縦覧について準用する。

5 起業者は、第三項の規定による公告があつたときは、当該公告に係る土地調査又は物件調査に氏名及び住所が記載されている土地所有者及

び関係人に対し、同項の規定による公告があつた旨の通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、同項の規定による公告の日から一週間以内に発しなければならない。

6 第三項の規定による公告に係る土地調査又は物件調査に記載されている土地所有者及び関係人は、当該土地調査又は物件調査の記載事項が真実でない旨の異議を有するときは、同項の縦覧期間内に、起業者に対し、国土交通省令で定めるところにより、その内容を記載した異議申出書を提出することができる。

7 起業者は、前項の異議申出書を受け取つたときは、第三項の規定による公告に係る土地調査又は物件調査に当該異議申出書を添付しなければならない。

第三十七條第一項中「前条第一項に規定する」を「第三十六條第一項の」に、「左に」を「次に」に、「添付しなければ」を「添付しなれば」に改め、同項第三号中「有する者」を「有する関係人」に改め、同条第二項中「前条第一項に規定する」を「第三十六條第一項の」に、「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「有する者」を「有する関係人」に改める。

第三十七條の二の見出しを「測量等が著しく困難な場合の土地調査及び物件調査の作成」に改め、同条中「第三十六條第一項に規定する」を「第三十六條第一項の」に、「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第三十八條中「附記した者」を「付記した者及び第三十六條の二第六項の規定によつて異議申出書を提出した者」に、「除くの外、前三條を」を「除き、第三十六條から前条まで」に、「但し」を「ただし」に改める。

第四十條第一項中「左に」を「次に」に、「添付して」を「添付し」に改め、同項第三号中「第三十六條の規定による」を「第三十六條第一項の」に、「写」を「写し」に改める。

3 土地所有者、関係人及び準関係人は、前二項の規定による意見書において、事業の認定に對

する不服に関する事項その他の事項であつて、収用委員会の審理と関係がないものを記載することができない。

4 第一項又は第二項の規定による意見書に、前項に規定する収用委員会の審理と関係がない事項が記載されている場合における第六十三條第一項の規定の適用については、初めから当該事項の記載がなかつたものとみなす。

第四十四條第一項中「第三十六條の規定による」を「第三十六條第一項の」に、「添付する」を「添付する」に改め、同条第二項中「添附書類」を「添付書類」に、「第三十六條の規定による」を「第三十六條第一項の」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「同条第一項を」を「同項」に改める。

第四十七條の三第一項第二号中「第三十六條の規定による」を「第三十六條第一項の」に改める。

第六十三條第四項を同条第五項とし、同条第三項中「添附書類」を「添付書類」に、「前二項を」を「第一項若しくは第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 起業者、土地所有者及び関係人は、事業の認定に對する不服に関する事項その他の事項であつて、収用委員会の審理と関係がないものを前二項の規定による意見書に記載し、又は収用委員会の審理と関係がない事項について口頭で意見を述べる。ことができる。

第六十五條第一項中「第六十三條第三項を」を「第六十三條第四項に」、「申立」を「申立て」に、「左の各号」を「次に」に改め、同条の次に次の一條を加える。

(代表当事者)
第六十五條の二 共同の利益を有する多数の土地所有者又は関係人は、その中から、全員のために収用委員会の審理において当事者となるべき者(以下「代表当事者」という。)を三人以内で選定することができる。

2 代表当事者を選定した土地所有者又は関係人(以下「選定者」という。)は、その選定を取り消し、又は変更することができる。

3 第一項の規定による選定並びに前項の規定による選定の取消し及び変更は、書面をもつて証明しなければならない。

4 代表当事者は、各自、他の選定者のために、収用委員会の審理に関する一切の行為をする。ことができる。

5 代表当事者が選定されたときは、代表当事者を除く選定者は、代表当事者を通じてのみ、前項に規定する行為をすることができる。

6 選定者に対する収用委員会の通知その他の行為は、二人以上の代表当事者が選定されている場合においても、一人の代表当事者に対してすれば足りる。

7 収用委員会は、共同の利益を有する土地所有者又は関係人が著しく多数である場合において、審理の円滑な進行のため必要があると認めるときは、当該土地所有者又は関係人に対し、第一項の規定により代表当事者を選定すべきことを勧告することができる。

第七十一条後段を削る。
第七十一条の次に次の一條を加える。
(損失の補償に関する細目)
第八十八條の二 第七十一条、第七十二条、第七十四條、第七十五条、第七十七条、第八十条、第八十一条の二及び前条の規定の適用に關し必要な事項の細目は、政令で定める。

第九十條の三第一項中「次の各号」を「次に」に改め、同項第一号中「政令で定める方法」を「修正率」に改める。

第九十三條第一項中「因り」を「より」に、「みぞ、かき」を「溝、垣」に改め、「(以下この条において損失を受けた者という。）」を削り、「損失を受けた者は、を当該工事をする必要とする者は」に改める。

第九十四條第六項中「第四項まで」を「から第五項まで」に、「とあり、又はを」とあり、及び「に」、「第六十三條第三項を」を「第六十三條第三項中、前二項とあるのは「前項」と、同条第四項に、「添附書類」を「添付書類」に、「前二項」を「第

一項若しくは第二項に、「又は前項を」又は第二項に改め、「若しくはその相手方」との下に「第六十五條の二第一項、第二項及び第七項中「土地所有者又は関係人」とあるのは「裁決申請者又はその相手方(これらの者のうち起業者である者を除く。）」とを加える。

第百條の次に次の一條を加える。
第百條の二 起業者が、権利取得裁決において定められた権利取得の時期までに払渡しをすべき補償金等の全部を現金又は普通為替証書等郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)第八條の普通為替証書その他これと同程度の支払の確実性があるものとして国土交通省令で定める支払手段をいう。次項において同じ。」により書留郵便(国土交通大臣が定める方法によるものに限る。同項において同じ。)に付して、当該権利取得の時期から国内において郵便物が配達されるために通常要する期間を勘案して政令で定める一定の期間前までに、補償金等を受けるべき者の住所(国内にあるものに限る。)にあてて送付した場合における前条第一項の規定の適用については、当該補償金等の全部は、当該権利取得の時期までに払い渡されたものとみなす。

2 起業者が、明渡裁決において定められた明渡し期限までに払渡しをすべき補償金の全部を現金又は普通為替証書等により書留郵便に付して、当該明渡し期限から前項の政令で定める一定の期間前までに、補償金等を受けるべき者の住所(国内にあるものに限る。)にあてて送付した場合における前条第二項の規定の適用については、当該補償金の全部は、当該明渡し期限までに払い渡されたものとみなす。

3 第九十四條第十項から第十二項までの規定は、前二項の場合において、権利取得裁決において定められた権利取得の時期又は明渡裁決において定められた明渡し期限が経過した後補償金等を受けるべき者がその払渡しを受けていないときに準用する。この場合において、同条第十項中「前項の規定による訴えの提起がな

かつたときは、第八項の規定によつてされた裁決」とあるのは、「権利取得裁決又は明渡裁決」と読み替へるものとする。

第二百二十五条第二項第一号中「第十五条の二第一項の下に又は第十五条の七第一項を、」あつせん」の下に又は仲裁を加え、同条の次に次の一条を加える。

(仲裁の手續に要する費用の負担)

第二百二十五条の二 仲裁の手續のうち第十五条の七第一項に規定する関係当事者の申出に基づいて行ふものに要する費用は、当該申出をした者の負担とする。

第二百二十六条第一項中「第十五条の二第一項の下に及び第十五条の七第一項を加える。

第二百三十七条中「あつせん委員」を「あつせん委員及び仲裁委員」に改める。

第二百三十八条の見出し中「土石砂れき」を「土石砂れき」に改め、同条第一項中「土石砂れき」を「土石砂れき」に、但し、左の二を「ただし、次の二に改め、同項第二号中「第七十二条の下に、」第八十条の二を加える。

第二百三十九条の三第一号中「第十五条の二第二項及び第三項の下に」(第十五条の七第二項において準用する場合を含む。を、)第十五条の五まで「の下に、第十五条の八から第十五条の十一まで、第十五条の十二において準用する公示催告手続及び仲裁手続二箇スル法律第八編を、」第三十四条の四第三項の下に「第三十六條の二第四項を、」第六十五條第二項の下に「第六十五條の二第七項を、」第九十條の四の下に「第六十五條の二第三項において準用する第九十四條第十一項を加え、同条第二号中「第三十六條第四項の下に、」第三十六條の二第三項を加え、同条を第百三十九條の四とし、第百三十九條の二を第百三十九條の三とし、第百三十九條の次に次の一条を加える。

(生活再建のための措置)

第百三十九條の二 第二十六條第一項(第百三十八條第一項において準用する場合を含む。)の規

定によつて告示された事業に必要な土地等を提供することによつて生活の基礎を失ふこととなる者は、その受ける対償と相まつて実施されることを必要とする場合においては、次に掲げる生活再建のための措置の実施のあつせんを起業者に申し出ることができる。

一 宅地、開発して農地とすることが適当な土地その他の土地の取得に関すること。

二 住宅、店舗その他の建物の取得に関すること。

三 職業の紹介、指導又は訓練に関すること。

2 起業者は、前項の規定による申出があつた場合においては、事情の許す限り、当該申出に係る措置を講ずるよう努めるものとする。

第百四十一条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに、」三万円を「五十万円」に改め、同条第一号中「以下」を削る。

第百四十二条中「土石砂れき」を「土石砂れき」に、「二万円を三十万円」に改める。

第百四十三条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに、」三万円を「五十万円」に改め、同条第二号中「立入を立入り」に改める。

第百四十四条中「一万円を三十万円」に改める。

第百四十五条中「罰するの外を罰するほか」に改め、ただし書を削る。

第百四十六条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに、」二万円を「十万円」に改め、同条第二号中「以下第三号」を「次号」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の土地収用法(以下この条及び次条において「新法」という。)第十五条の十四、第十八条第二項第七号、第二十三条第一項、第二十五条の二及び第二十六條第一

項の規定は、この法律の施行後に新法第十八条第一項の規定により申請がされた事業の認定の手續について適用し、この法律の施行前にこの法律による改正前の土地収用法次条において「旧法」という。第十八条第二項の規定により申請があつた事業の認定の手續については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にされた旧法第二十条又は第二十六条第一項の規定による事業の認定又は事業の認定の告示及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における事業の認定又は事業の認定の告示は、それぞれ、新法第二十条又は第二十六条第一項の規定によりされた事業の認定又は事業の認定の告示とみなす。

第四条 前条の規定は、土地収用法第五条に掲げる権利若しくは同法第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、若しくは使用する場合又は同法第七条に規定する土石砂れきを収用する場合に準用する。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の項第一号中「第十五条の二第二項及び第三項の下に」(第十五条の七第二項において準用する場合を含む。を、)第十五条の五まで「の下に、第十五条の八から第十五条の十一まで、第十五条の十二において準用する公示催告手続及び仲裁手続二箇スル法律第八編を、」第三十四条の四第三項の下に「第三十六條の二第四項を、」第六十五條第二項の下に「第六十五條の二第七項を、」第九十條の四の下に「第六十五條の二第三項において準用する第九十四條第十一項を加え、同表土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の項第二号中「第三十六條第四項の下に、」第三十六條の二

第三項を加え、同表日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第百四十号)の項中「第六十五條第一項の下に」第六十五條の二第七項を加え、同法第九十四條第七項、第八項並びに「を並びに同法第九十四條第七項、第八項及び」に改める。

別表第二 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の項中「第三十六條第四項」の下に「第三十六條の二第三項」を加える。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部改正)

第七条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「第十六條」を「第十五條の十四」に改め、「第三章第二節」の下に、第三章の二を、「第三十六條第五項」の下に、第三十六條の二第四項を加え、「第百三十九條の二」を「から第百三十九條の三まで」に改め、同条第二項中「第十五條の五第一項」の下に、第十五條の八、第十五條の十一を、「第二十六條第四項の下に、」第三十六條の二第二項を、「第十五條の二第一項の下に」及び第十五條の七第一項を、「の知事」とあり」の下に「同法第三十六條の二第二項中「収用し、又は使用しようとする」一筆の土地が所在する市町村の長」とあり」を、「聴いた上で」との下に「同法第十五條の八中「収用委員会」とあるのは当該申請に係る土地等が所在する都道府県の収用委員会」と、推薦する者について」とあるのは

「推薦する者について、あらかじめ当該都道府県の知事の意見を聴いた上で」とを、「補助人」と、同法の下に「第三十六條の二第三項」を加える。

第二十五條第二項中「第六十二條から第六十五條まで」を「第六十二條から第六十五條の二まで」に改め、「の所有者」との下に、「同法第六十三條第三項中「事業の認定」とあるのは「土地等の使用又は収用の認定」とを、「第二十五條第一項」との下に、「同法第六十五條の二第一項、第二項及び第七項中「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」とを加える。

第二十七條第二項中「収用委員会」との下に「土地等の使用又は収用の認定を事業の認定」とを加える。

第三十三條中「第六十五條第一項」の下に「第六十五條の二第七項」を加え、「同法第九十四條第七項、第八項並びに」を「並びに同法第九十四條第七項、第八項及び」に改める。
(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)

第八條 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「及び」の下に「特定公共事業の認定をした理由並びに」を加える。

第二十七條中「第百條」の下に「第百條の二」を加える。

第三十八條の四第二項中「から第六十五條まで」を「から第六十五條の二まで」に改める。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第九條 前條の規定による改正後の公共用地の取得に関する特別措置法(以下この条及び次条において「新法」という)第十條第一項の規定は、この法律の施行後に新法第四條第一項の規定により申請がされた特定公共事業の認定の手續について適用し、この法律の施行前に前條の規定による改正前の公共用地の取得に関する特別措

置法(次条において「旧法」という)第四條第一項の規定により申請があった事業の認定の手續については、なお従前の例による。

第十條 この法律の施行前にされた旧法第七條又は第十條第一項の規定による特定公共事業の認定又は特定公共事業の認定の告示及び前條の規定によりなお従前の例によることとされる場合における特定公共事業の認定又は特定公共事業の認定の告示は、それぞれ、新法第七條又は第十條第一項の規定によりされた特定公共事業の認定又は特定公共事業の認定の告示とみなす。
(大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正)

第十一條 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第九條中「損失を受けた者」との下に、「同條第六項中「起業者である者」とあるのは「事業者である者」とを加える。

第二十條中「同法第二十三條第二項並びに」を「同法第二十三條第一項中「場合において、当該事業の認定について利害關係を有する者から次條第二項の縦覧期間内に国土交通省令で定めるところにより公聴會を開催すべき旨の請求があったときその他」とあるのは「場合において」と、同條第二項並びに同法に改める。

第三十二條第四項中「認可事業者」との下に「同條第六項中「起業者である者」とあるのは「認可事業者である者」とを加える。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十二條 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項第三号中「公共用地の取得に関する特別措置法」を「土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)、公共用地の取得に関する特別措置法」に改める。

理由

事業認定の透明性及び信頼性の向上を図るた

め、事業の認定に関する処分を行うに際して公聴會の開催、第三者機関からの意見聴取及び事業認定の理由の公表を行うこととするともに、収用又は使用の裁決に關係する手續の合理化を図るため、収用委員會の審理における代表当事者制度の創設、土地調査及び物件調査の作成手續並びに補償金払渡方法の合理化等の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。